

議第208号

ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
 ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

ふるさと産品加工施設設置条例の一部を改正する条例

ふるさと産品加工施設設置条例（平成15年呉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター	別表第1（第3条，第6条，第6条の2関係） 海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センター																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産品販売所</td> <td>1月につき <u>180,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		産品販売所	1月につき <u>180,000円</u>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産品販売所</td> <td>1月につき <u>216,000円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	略		産品販売所	1月につき <u>216,000円</u>	略					
施設名	使用料																				
略																					
産品販売所	1月につき <u>180,000円</u>																				
略																					
施設名	使用料																				
略																					
産品販売所	1月につき <u>216,000円</u>																				
略																					
別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 姫ひじき塩の家	別表第2（第3条，第6条，第6条の2関係） 姫ひじき塩の家																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製塩施設</td> <td>1月につき <u>108,000円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩倉庫</td> <td>1日につき <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩体験施設</td> <td>1回5人までは<u>11,000円</u>，6人目以降は一人当たり<u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	製塩施設	1月につき <u>108,000円</u>	製塩倉庫	1日につき <u>1,000円</u>	製塩体験施設	1回5人までは <u>11,000円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製塩施設</td> <td>1月につき <u>129,600円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩倉庫</td> <td>1日につき <u>1,500円</u></td> </tr> <tr> <td>製塩体験施設</td> <td>1回5人までは<u>13,200円</u>，6人目以降は一人当たり<u>2,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	製塩施設	1月につき <u>129,600円</u>	製塩倉庫	1日につき <u>1,500円</u>	製塩体験施設	1回5人までは <u>13,200円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,400円</u>				
施設名	使用料																				
製塩施設	1月につき <u>108,000円</u>																				
製塩倉庫	1日につき <u>1,000円</u>																				
製塩体験施設	1回5人までは <u>11,000円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,000円</u>																				
施設名	使用料																				
製塩施設	1月につき <u>129,600円</u>																				
製塩倉庫	1日につき <u>1,500円</u>																				
製塩体験施設	1回5人までは <u>13,200円</u> ，6人目以降は一人当たり <u>2,400円</u>																				
別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 倉橋農産加工センター	別表第3（第3条，第6条，第6条の2関係） 倉橋農産加工センター																				
略	略																				
別表第4（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊浜水産加工センター	別表第4（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊浜水産加工センター																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海草下処理室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>魚介類下処理室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>加工室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>こん包室</td> <td>1日につき <u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	海草下処理室	1日につき <u>4,000円</u>	魚介類下処理室	1日につき <u>4,000円</u>	加工室	1日につき <u>4,000円</u>	こん包室	1日につき <u>4,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海草下処理室</td> <td>1日につき <u>2,800円</u></td> </tr> <tr> <td>魚介類下処理室</td> <td>1日につき <u>2,800円</u></td> </tr> <tr> <td>加工室</td> <td>1日につき <u>4,800円</u></td> </tr> <tr> <td>こん包室</td> <td>1日につき <u>3,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	海草下処理室	1日につき <u>2,800円</u>	魚介類下処理室	1日につき <u>2,800円</u>	加工室	1日につき <u>4,800円</u>	こん包室	1日につき <u>3,200円</u>
施設名	使用料																				
海草下処理室	1日につき <u>4,000円</u>																				
魚介類下処理室	1日につき <u>4,000円</u>																				
加工室	1日につき <u>4,000円</u>																				
こん包室	1日につき <u>4,000円</u>																				
施設名	使用料																				
海草下処理室	1日につき <u>2,800円</u>																				
魚介類下処理室	1日につき <u>2,800円</u>																				
加工室	1日につき <u>4,800円</u>																				
こん包室	1日につき <u>3,200円</u>																				

円		円	
別表第5（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊ふれあい農産加工センター		別表第5（第3条，第6条，第6条の2関係） 豊ふれあい農産加工センター	
施設名	使用料	施設名	使用料
主調理室，下調理室， 製品包装室及び控室	1日につき <u>1</u> <u>2,000円</u>	主調理室，下調理室， 製品包装室及び控室	1日につき <u>1</u> <u>4,400円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

海駅梶ヶ浜ふるさと産品加工センターほか3施設の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。